（表）

請書

収入印紙

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 邸　応急修理  （申込書受付番号　令和　年　月　日　第　　　　　号） |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 令和　　　年　　　月　　　日　から  令和　　　年　　　月　　　日　まで  （ただし、請日以前から開始した場合の修理についても含めるものとします） |
| 請負代金額 | ￥  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 　　円） |
| 契約保証金 | 免除（大牟田市契約規則第２３条の２第　　号の規定による） |
| 上記により、大牟田市契約規則、裏面の条項の規定及び関係書類承諾のうえお請けします。  令和　　年　　月　　日  大牟田市長　宛  住所  組織名  代表者氏名 印 | |

（裏）

|  |
| --- |
| １　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の１００分の１０の金額を納入します。  ２　私の責任において、工（納）期の遅延をしたときは、遅延損害金として遅延日数に応じて１年につき、契約金額から既済部分に対する代金相当額を控除した額の２．６パーセントに相当する額を納入します。  ３　私がこの契約に関して刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第一号の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第７条の２第１項（第８条の３において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと（以下｢談合等の不正行為を行ったこと｣という。）が明らかになったときは、当該談合等の不正行為を行ったことにより大牟田市に生じた損害の賠償として、契約金額の１００分の２０の金額を支払います。この契約を履行した後も同様とします。  ４　大牟田市に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、大牟田市が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。  ５　私が次の各号のいずれかに該当する旨、福岡県警察本部等から大牟田市に対し通知があったときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、大牟田市にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として大牟田市に契約金額の１００分の１０の金額を納入します。  (1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。  (2)　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。  (3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。  (4)　暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。  (5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。  (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。  (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。  (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席すること等）。  ６ 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。 |